

新型コロナ・物価高騰対応経営再生融資に係る信用保証料補助金交付要綱

令和5年3月23日

産第15号

(趣旨)

第1 この要綱は、山梨県商工業振興資金融資制度要綱における経済変動対策融資(以下「山梨県制度融資」という。)の新型コロナ・物価高騰対応経営再生融資に係る信用保証料に関して、コロナ禍や物価高騰の影響で厳しい状況にある市内事業者の資金繰りを支援するため、予算の範囲内で信用保証料補助金を交付することについて、甲府市補助金等交付規則(昭和38年11月12日規則第50号。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第2 補助金の対象となる事業者は、第3各号に規定する融資から山梨県制度融資における新型コロナ・物価高騰対応経営再生融資に借換えた場合であって、次のいずれかに該当する事業者とする。

- (1) 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号、以下「法」という。)第2条第5項第4号に該当し、甲府市の認定を受けていること。
- (2) 法第2条第5項第5号に該当し、甲府市の認定を受けていること。
- (3) 次のア又はイ(ア)から(カ)のいずれかに該当し、法人の場合は本店又は主たる事業所が甲府市内に住所を有する事業者、個人事業主については店舗等が甲府市内に住所を有すること。
 - ア 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少
 - イ(ア) 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少
 - (イ) 最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少
 - (ウ) 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少
 - (エ) 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少
 - (オ) 最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少
 - (カ) 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少

(交付対象信用保証料)

第3 補助金の交付対象となる信用保証料は、次に掲げる融資からの借換えに係る信用保証料であって、その保証債務額の2分の1に相当する額とし、令和5年4月1

日から令和6年3月31日までに信用保証協会の保証が決定されたものとする。

- (1) 令和2年5月1日から令和3年3月31日まで実施された山梨県制度融資の新型コロナウイルス感染症対策関係
 - (2) 令和2年3月2日以降に山梨県信用保証協会に保証申込を受付した山梨県制度融資の不況業種対策関係
 - (3) 令和2年3月2日以降に山梨県信用保証協会に保証申込を受付した山梨県制度融資の経済危機・災害復旧関係のうち法第2条第5項第4号に該当する融資
 - (4) 令和2年3月13日から令和3年12月31日までに山梨県信用保証協会に保証申込を受付した山梨県制度融資の経済危機・災害復旧関係のうち法第2条第6項に該当する融資
- (補助金の申請)

第4 補助金の支給を受けようとする事業者は、新型コロナ・物価高騰対応経営再生融資に係る信用保証料補助金交付申請書(第1号様式)に次の書類を添付して申請するものとする。

- (1) 信用保証決定のお知らせの写し(山梨県信用保証協会が発行したもの)
 - (2) 第2第1項第1号から第3号の認定等を受けたことが分かる書類の写し
 - (3) 信用保証料を支払ったことが分かる書類の写し
 - (4) 市内に事業所があることが確認できる書類の写し(商業登記簿謄本(履歴事項全部事項証明書)、開業届、営業許可証等のいずれか)
 - (5) 補助金の振込先が分かる通帳の写し
 - (6) 個人情報の取り扱いに関する同意書(第2号様式)
- (補助金の交付決定)

第5 市長は、第4の申請を受けた場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、新型コロナ・物価高騰対応経営再生融資に係る信用保証料補助金交付決定通知書(第3号様式)により通知し、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第6 市長は、補助金の支給の決定を受けた事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その決定を取り消し支給した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽の申請又は、不正な手段により、補助金の支給を受けたとき。
 - (2) 法令又は、この要綱に違反したとき。
 - (3) 対象となる融資の全部又は一部を繰上償還等した場合において、信用保証料の返戻金があったとき。
 - (4) その他市長が、不相当と認める事由が生じたとき。
- (その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月20日から施行し、令和5年4月1日から適用する。